平成３０年（フ）第４４８号
大阪府富田林市寺池台３丁目８番22―２号
債務者　浅野はるか
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４４９号
堺市南区鴨谷台１丁44番４―207号
債務者　朝尾　季輝
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
北海道足寄郡足寄町下愛冠４丁目40番地の２
債務者　中下　健二
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
北海道河東郡鹿追町新町３丁目47番地
債務者　河原　　雅
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第６１号
北海道帯広市公園東町２丁目２番地　公園東町団地１―503号
債務者　青柳　美穂
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第６３号
北海道帯広市東10条南11丁目１番地43　久保マンション101号室
債務者　林　　光司
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１３１号
盛岡市仙北２丁目２番45号　藤村アパート６号
債務者　佐々木チヤ
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１９号
新潟県糸魚川市上刈２丁目８番24号
債務者　宮田　裕生
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第４７２号
愛知県弥富市五明２丁目32番地
債務者　日當瀬　薫
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９９号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字観音堂19番地１メゾン・ド・リオン今伊勢102号、住民票上の住所愛知県一宮市今伊勢町馬寄字観音堂19番地１　第２愛光マンション102号
債務者　江良　卓哉
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１５３６号
大阪府豊中市服部西町４丁目５番１―209、住民票上の住所大阪府東大阪市長堂１丁目15番７号　コンフォート布施　312号
債務者　萩本　和真（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６０７号
大阪府八尾市龍華町１丁目３番１号　八尾市立病院、住民票上の住所大阪府八尾市渋川町７丁目４番１―308号
債務者　藤本紀美代
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８７５号
大阪市住之江区御崎１丁目８番21号　プレアール住之江公園Ⅳ　301、前住所大阪市西成区花園北２丁目11番18―609号
債務者　窟　　善信
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９７５号
大阪市浪速区幸町２丁目２番21―806号
債務者　水本　由香
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９８６号
大阪市旭区今市２丁目18番25号
債務者　小西　和絵
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０３０号
大阪府豊中市南桜塚２丁目８番10―301号
債務者　東　　敬子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８５号
香川県高松市牟礼町大町1602番地21
債務者　石川　桂子（旧姓羽鹿）
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係